

「自宅 ⇄ 投票所」間の往復タクシー 利用料金を助成します！

要介護・要支援認定を受けた高齢者や障がいのある方等を対象に、自宅から投票所または期日前投票所までの往復にタクシー（村内等に営業所を有する事業者に限る）を利用した場合の、利用料金の全額を助成します。



令和7年度の「東海村外出支援タクシー利用助成券」の交付を受けている方には、8月21日(木)までに、利用方法の案内と選挙用の助成券を郵送しますので、申請の必要はありません。

なお、「東海村外出支援タクシー利用助成券」の交付を受けていない方であっても、下記の方は本助成の対象となります。※詳細は、村選挙管理委員会へお問い合わせください。

対象▼村内に住所を有し、次の①～⑥のいずれかに該当する方

- ①65歳以上で、介護保険の要介護または要支援認定を受けている
- ②65歳以上で、運転免許証を自主返納済みである
- ③身体障害者手帳1級～3級
- ④療育手帳最重度(Ⓐ)または重度(A)
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級または2級
- ⑥一般特定疾患医療受給者証の交付を受けている

【問い合わせ】東海村選挙管理委員会(☎282-1711 内線1312・1313)

定額減税補足給付金(不足額給付)のお知らせ

8月8日(金)以降に、対象者へ支給通知または確認書を送付します

令和6年度に実施した定額減税補足給付金(調整給付金)の支給額に不足が生じた方(不足額給付Ⅰ)や、税制度上、本人および扶養親族等として定額減税の対象外かつ、令和5・6年度の低所得向け給付の対象世帯にも該当しなかった方(不足額給付Ⅱ)へ、追加で給付金を支給します。※詳細は村公式ホームページをご覧ください。



▲村公式HP

給付額

【不足額給付Ⅰ】…不足額給付(1万円単位) ※令和7年の不足額給付算出時点の「不足額給付時調整給付所要額」が、令和6年に給付した「当初調整給付額」を上回る場合、その差額を「不足額給付」として給付します。

【不足額給付Ⅱ】…1人あたり原則4万円

書類の送付

【不足額給付Ⅰ】…対象者には、8月上旬に村から「支給通知」または「確認書」を送付します。※令和6年1月2日以降の転入者で不足額給付Ⅰの対象となる方へは、9月上旬までに確認書を送付します。

【不足額給付Ⅱ】…対象となる可能性がある方には、9月上旬までに書類を送付します。

手続き

支給通知(圧着はがき)が届いた方へ(不足額給付Ⅰ)

8月末(予定)に、通知に記載の口座へ給付金を振り込みます。手続きは必要ありません。

通知に記載の口座が使用できない場合や、他の口座への振り込みを希望する場合は、8月21日(木)までに、必要書類を添付の上、地域福祉課給付金窓口へ申請するか、いばらき電子申請・届出サービスで申請してください。

確認書等が届いた方へ(不足額給付Ⅰ・Ⅱ)

村から届いた確認書等の内容をご確認の上、必要事項を記入し、必要書類を添付して、同封されているオレンジ色の返信用封筒に入れて返送してください。

確認書等は、必ず10月31日(金)までに返送してください。村に書類が到着してから約3週間後に、給付金を振り込みます。

**「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」
にご注意ください！**

自宅や職場などに村や国の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、心当たりのない不審なメールが届いたときは、記載のリンクにアクセスせずに、速やかに削除してください。

【問い合わせ】地域福祉課給付金窓口(☎212-8822)